

■ 消費者委員会特定小売供給約款の変更認可申請に関する公共料金等専門調査会意見案 (令和5年5月)

消費者委員会は消費者庁より「特定小売供給約款の変更認可申請について」の付議を受け、調査審議を行い以下の意見を取りまとめた

第1 事業者の信頼性に関する事項について

- 各電力会社は消費者に対し、不正事案の一連の顛末や再発防止策を説明すべきであり、説明内容や情報提供の在り方も改善すべき
- 再発防止の徹底に向け、電取委の監視機能の強化と電気事業法・ガイドラインへの行為規制や罰則強化を含む更なる対応を検討すべき
- 送配電部門の中立性確保は電力市場の自由化の観点から重要であり、所有権分離等を含めた厳格な対応を検討すべき

第2 電気料金制度全般に関して対応が求められる事項について

- 電気は生活必需財かつ非代替的なエネルギーであるにもかかわらず、消費者は複雑な制度、料金体系の仕組みに無力感を感じている
- こうした前提を踏まえ、経済産業省は以下のとおり対応すべき

1 電力システム改革がもたらす影響の消費者への説明

- ・電力システム改革が消費者にもたらした影響
 - ・今後の電力政策の方向性とそれに伴う消費者に与える影響（特に、電力の安定供給・レジリエンスと料金上昇の抑制の両立に向けた取組の方向性）
- について、消費者にわかりやすく説明すべき

2 経過措置料金規制、燃料費調整制度に関する消費者保護の観点からの検討

- ・今般のような電気料金の上昇局面においては、経過措置料金、段階制料金（いわゆる3段階料金）、燃料費調整額上限は依然として消費者保護の観点から重要な制度であり、制度の見直しにおいても消費者保護の視点をふまえた検討が必要

3 自由料金の値上げへの対応

- ・全体の約半数を占める、自由料金契約の消費者も念頭にした負担軽減の対策を講じるべき
- ・事業者に対し、消費者が実行し得る行動(デマンドレスポンス、料金メニュー多様化等)の一層の周知、普及を促すべき

4 再エネ賦課金、電源構成の多様化に関する消費者への情報提供

- ・経産省及び電力会社は、集めた再エネ賦課金の使途を定期的に分かりやすく説明することが必要
- ・第6次エネルギー基本計画に掲げた電源構成の多様化の達成に向け、今後の施策を周知・広報することが必要

5 福祉政策の観点からの消費者保護策の重要性

- ・自由料金を含め今回の値上げ幅が甚大であることを踏まえ、低所得者や収入が不安定な家計がエネルギー困窮者とならないよう、イギリス等の施策を参考に、福祉政策の観点からの消費者保護対応を検討することも重要

■ 消費者委員会特定小売供給約款の変更認可申請に関する公共料金等専門調査会意見案 (令和5年5月)

第3 電気規制料金値上げ査定方針案について

○今般の査定方針案については、算定規則等に基づき適切にとりまとめられたものと評価する。ただし、以下については特段の意見を述べるので、算定規則そのものの見直しを含め、経済産業省において適切に対応することを求める。

項目	評価内容
1 採録期間の見直しによる再計算	消費者からの意見を受けて、入手可能な直近の燃料価格等を踏まえて原価等を再計算したことを評価
2 経営効率化の深掘り	発電部門の効率化係数を算出するにあたっては、各事業者の事業形態に即した算定を追求すべき
3 燃料費・購入電力量の抑制	燃料コスト上昇があっても料金への影響を最小限に抑制する対応策を中長期的に検討すべき
4 人件費の分析	人件費増減の理由を、自然減と効率化の結果に分けて分析し、査定へ反映する手法を今後検討すべき
5 事業報酬率等の算定方法	事業報酬率の算定式を見直す※とともに、稼働していない停止中の原子力発電所（簿価）をレートベースに算入する現行の算定方法を見直すべき ※自己資本比率を申請時のものに改め、自己資本比率に自己資本報酬率を乗じるとともに、他人資本比率に他人資本報酬率を乗じ、両者に利益対応税を加算する方式に改める
6 原子力発電の再稼働	安全性確保に向けた取組内容、安全対策工事費の内容、修繕費の算定において例外的な対応を認めた理由、再稼働が遅滞した場合の対応等を消費者に説明すべき
7 基本料金と電力量料金の設定方法	電力量料金（3段階料金）の各段階への一律上乘せという対応は、生活困窮者等社会的弱者への影響を与えかねず、このような料金設定とした理由を消費者に説明すべき
8 事業者による改定率の差異と地域間格差	地域間格差を是正する施策の検討と、契約区分により値上げ幅に差異がある理由を把握し、消費者に情報提供すべき
9 自由化部門と規制部門の収支のモニタリング	調達改善や経営効率化の観点を含め適切なフォローアップを実施し、規制部門については必要に応じて料金変更認可申請命令等の運用を行うべき
10 消費者意見の反映の方法	公聴会の意見陳述人が減少していることを踏まえ、デジタル技術の活用等を通じて消費者からの意見聴取の在り方を改善すべき

第4 消費者に対する周知等に関する事項

- 1 消費者の意見、疑問点への丁寧な説明・・・経済産業省は、公聴会等での消費者の意見や疑問点について丁寧に説明し、今後も消費者への情報提供、周知・広報を重ねるべき
- 2 消費生活相談を踏まえた対応・・・・・・・・経済産業省・消費者庁・事業者は、消費者の相談内容の把握に努めるとともに、電気料金の複雑性を踏まえた丁寧な情報提供、消費者啓発に努めるべき
- 3 消費者からの問合せ対応の体制整備・・・事業者は、新料金認可の際に消費者へわかりやすい情報提供を行うとともに、新料金移行後の問合せ・苦情等に適切に対応できる体制を早急に整えるべき
- 4 消費者への丁寧な説明の継続・・・・・・・・経済産業省と事業者は、原価算定期間内の収入、販売電力量の実績値、見込み額を定期的に公表するとともに、地域の消費者、消費者団体、大学等が連携し電気料金制度の理解を深める活動を広げることが重要